

# 1 認定NPO法人制度の概要

<b>1</b>	<b>認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは</b>	
	1. 認定特定非営利活動法人（通称：認定NPO法人）制度の趣旨	3
	2. 認定NPO法人の特徴	4
<b>2</b>	<b>仮認定NPO法人とは</b>	
	1. 仮認定制度の趣旨	7
	2. 仮認定NPO法人の特徴	7
<b>3</b>	<b>認定NPO法人等になるメリットと義務・責任</b>	
	1. 認定NPO法人等になる必要があるか	9
	2. 認定NPO法人と他の法人格の比較	11
	コラム 認定NPO法人 フードバンク関西さんの場合	13
<b>4</b>	<b>認定等の有効期間とその失効</b>	
	1. 認定の有効期間	14
	2. 仮認定の有効期間	14
	3. 認定・仮認定の失効	14
<b>5</b>	<b>認定等の取り消し</b>	
	1. 認定・仮認定の取り消し	15
<b>6</b>	<b>認定NPO法人等の税制優遇</b>	
	1. 認定NPO法人等の税制優遇	16
	2. 寄附をした個人に対する優遇措置	16
	3. 寄附をした法人に対する優遇措置	22
	4. 寄附をした相続財産に対する優遇措置	23
	5. 認定NPO法人自身に対する優遇措置（みなし寄附金制度）	23
	コラム 認定NPO法人 放課後遊ぼう会さんの場合	25

# 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは

## 1. 認定特定非営利活動法人(通称:認定NPO法人)制度の趣旨

特定非営利活動法人(NPO法人)制度は、福祉、環境、まちづくり等さまざまな分野の社会貢献活動を行う団体に対し、法人格を付与することによって、市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的として創られた制度で、社会の多様なニーズに対応していく役割を期待されています。

このような、NPO法人の活動が市民や企業からの寄附によって一層支援されることを目的として創られた制度が、認定特定非営利活動法人(以下、認定NPO法人)制度です。「NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したもの」が認定NPO法人になることができます。そして、認定NPO法人になると、その法人へ寄附をした市民や企業等の寄附者が、税制上優遇されたり、認定NPO法人自身が納める法人税が優遇されたりするのです。

この制度が創られた2001年から2012年3月末までは、国税庁が認定事務を行っていましたが、NPO法が改正された2012年4月1日からは、都道府県・指定都市が所轄庁として、認定事務を行うことになりました。これにより、NPO法人にとって身近な所轄庁で認定の相談や申請ができるようになりました。また、新たに「仮認定制度」が創設されたこともあり、認定NPO法人になるための道が広がりました。

今後、認定NPO法人が増えることによって、多くの社会貢献活動が市民に認知され、寄附が集まり、より活動が発展していくことが期待されています。

### 認定NPO法人制度の経緯

1998年3月 特定非営利活動促進法（通称NPO法）成立 12月1日施行

2001年10月 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）制度の創設（租税特別措置法による制度）

└ 国税庁長官が認定する制度

<この間、何度も改正される>

2011年6月 新寄附税制施行

2012年4月 改正NPO法施行（租税特別措置法による認定NPO法人制度は廃止）

└ 所轄庁（※）が認定する制度

※ 所轄庁とは、都道府県の知事または指定都市の長（詳しくは、NPO法人の手引 1 設立・運営編(以下、「1 設立・運営編」といいます。)の32ページをご覧ください。)

### NPO法の趣旨

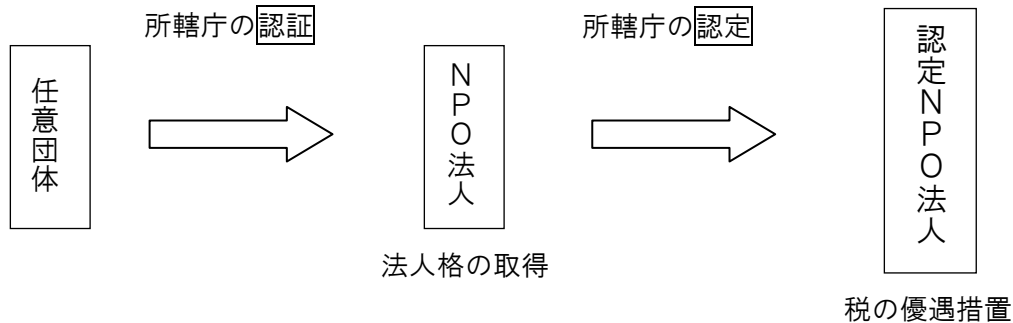
NPO法は、福祉、環境、まちづくり等さまざまな分野の社会貢献活動を行う団体に対し、法人格を付与することによって、市民が行う自由な社会貢献活動の健全な発展を促進することを目的として1998年につくられた法律です。これにより、公益的な活動を行う小規模な団体等でも、比較的簡単に法人格が取得できるようになりました。

このNPO法は、行政の管理や監督によって法人の信用を担保するのではなく、法人自らが活動実績等を情報公開することによって、信頼や信用を築いていくことを目的とした制度であることが大きな特徴です。つまり、できる限り行政の関与を少なくし、市民によって監視され、市民によって支えられることを理想としているのがNPO法なのです。

## 2. 認定NPO法人の特徴

### (1) 「認証」と「認定」の違い

認定NPO法人は、さまざまな税金の優遇を受けられるため、高い公益性や適正な組織運営が求められます。そのため、法人格を持たない団体がすぐに認定NPO法人になれるわけではありません。まずはNPO法人になり、実績を積み、その後、一定の基準に適合しなければ認定NPO法人になることができません。まずは、所轄庁の「認証」を受けてNPO法人になり、その後、所轄庁の「認定」を受けて認定NPO法人になるという流れでなければならないのです。



では、「認証」と「認定」は、どのように違うのでしょうか。「認証」という制度は、法令に定められた要件を満たしていれば、所轄庁が必ず設立を認めるという制度です。設立の手続きや申請書類等に不備がなく、特定非営利活動を行う団体であることが認められれば「認証」されます。

一方で、「認定」という制度は、所轄庁に認証された法人の中で、特に公益性が高く、運営組織や事業活動が適正であるかどうかを、後述するパブリックサポートテスト等によって実態を確認した上で認められる制度です。形式的な「認証」制度とは違い、実態が伴っていなければならないのが「認定」制度といえます。

### (2) 「認定」基準の考え方

前述したように、NPO法人制度は、市民が行う自由な公益活動を行政が管理するのではなく、徹底した情報公開により、市民が監視をするという特徴を持っています。認定NPO法人制度についても、NPO法の趣旨を尊重し、できる限り客観的に公益性が判断されるよう、以下のような観点における「認定」基準が法令で定められています。

- 多くの市民から支えられているかどうか
- 運営組織・事業活動が適正かどうか
- 自らの情報を広く公開しているかどうか

つまり、適正な組織運営をしている法人に対して、市民からより多くの寄附が届けられるよう、税制優遇が与えられるのが、認定NPO法人制度なのです。

### (3) 認定NPO法人になれる団体とは？

社会的課題に真摯に取り組んでいて公益性さえあれば、すべての法人が認定NPO法人に値するのでしょうか。具体的にどのようなNPO法人が認定NPO法人となることができるのかを、少し考えてみたいと思います。

認定NPO法人になると、税制的な優遇措置があります。税とは、公益に使用されるために納めなければならないものですから、その税が優遇されるということは、行政が行うのと同等の公益性、かつ公平性の確保がなされていることが必要です。つまり、税制優遇を受けるためには、公益性はもちろんのこと、公平でなければならない上に、そのことを誰が見ても客観的に判断できなければなりません。

どんなに素晴らしい活動をしていても、不安定な運営組織であったり、ずさんな会計であったりすれば、「なぜ

そのような団体が税制的に優遇されるのか。」という不満の声が出ないとも限りません。認定NPO法人になる団体は、高い公益性を求められるだけでなく、組織についても法令等を順守した適正な運営が求められ、情報開示を徹底し、高い透明性を確保しなければなりません。

では、「適正な運営組織」とはどのような組織をいうのでしょうか。企業等と比べて、小規模であることが多いNPO法人では、組織の運営が一部の人に偏りがちで、時として民主的な運営が行われていないケースもよく見受けられます。総会や理事会は定款等に則って定期的に、かつ適切に行われているかどうか、定款に定められた内容が守られた組織運営をされているかどうかといったことはもちろんのこと、事務局内部の職務分掌や決裁権限、指示命令系統が明確になっているか等、組織としての体制が整っていることが必要です。

さらに、NPO法人にとってルーズになりがちな労務や税務に関しても、法令等に則って適正に処理していなければなりません。素晴らしい活動をしていても、それが労働基準法や最低賃金法に違反したスタッフの過剰な労働のもとに成り立っているようでは、信頼された適正な組織とはいえません。寄附者の寄附した大切なお金がどっぷり勘定で処理され、何にどのように使われたかがわからないような不透明な組織では、多くの人から信頼されることは難しいでしょう。

また、NPO法人にとって何よりも重要といえる情報公開についても、高い意識を持っていることが必要です。例えば活動内容を紹介する報告書ひとつをとっても、詳細な総会資料を作り会員に対してしっかりと説明責任を果たしているというようなものもあれば、会員以外の人にもわかりやすく法人の活動を紹介した年次報告書等をつくっている、さらには広く市民の参加を促し、活動報告会を開いている等さまざまな情報開示の方法があります。これらをしていなければ認定されないわけではありませんが、一人でも多くの市民に認められ、支えられるためにも、より質の高い情報開示に努める姿勢が大切でしょう。

認定NPO法人となる団体は、法人を取り巻くさまざまな法令等にも気を配り、他のNPO法人の模範となるような組織運営に努め、それによって、多くの市民に支えられ安定した活動を続けていくことが望まれます。

### (4) 9つの「認定」基準

上記のような考え方のもと、認定NPO法人には、以下のような9つの要件が定められています。これにより、「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する」法人であることが確認され、認定NPO法人になることができます。各要件の詳細については、30ページ以降をご覧ください。

#### ① パブリックサポートテスト(PST)をクリアすること

パブリックサポートテストは、どれだけ多くの市民に支えられているかを計るための基準です。寄附金の額、寄附者の人数等によって、どれだけ多くの市民に支えられているのかを計ります。

#### ② 活動のメインが共益的な活動でないこと

共益的な活動とは、会員等の一部の限定したメンバーのみというような特定の人を対象とした活動のことをいいます。主たる活動が共益活動にあたる場合は、認定されません。

#### ③ 運営組織や経理が適正であること

公益活動を行う法人として、組織が適正に運営されているかどうか、不正な経理を行っていないかどうかを確認するための基準です。

#### ④ 事業活動について一定の要件を満たしていること

宗教・政治活動や特定の個人・団体の利益を目的とした活動を行っていないかどうかを確認するための基準です。

**⑤ 情報公開が適正に行われていること**

NPO法人は多くの市民に理解され支援されるためにも、法人に関するさまざまな情報を開示することが義務付けられています。認定NPO法人には、一般のNPO法人以上に情報開示を徹底することが求められています。

**⑥ 所轄庁への書類を期限内に提出していること**

前述したように、NPO法人にとって情報開示は大変重要です。所轄庁への事業報告書類等を、その提出期限の順守を含めて適正に提出することは、最低限果たしておかなければならない義務なのです。

**⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと**

法令や法令に基づいてする行政庁の処分に違反するような事実、偽りや不正の行為によって利益を得た、あるいは得ようとした事実、その他公益に反するような事実があっては認定されません。

**⑧ 法人設立後一定の期間を経過していること**

設立したばかりで実績のない法人は認定されません。認定または仮認定の申請をした年度の初日において、NPO法人の設立日から1年を超える期間が経過している必要があります。

**⑨ 欠格事由に該当していないこと**

欠格事由とは、公の機関への許認可等の申請において、認められない理由のことをいいます。認定NPO法人制度にも欠格事由が定められています。欠格事由に該当する場合は認定されません。

**認定NPO法人制度の歴史**

認定NPO法人は、さまざまな税制的な優遇措置を受けられるため、2001年10月から2012年3月末までは租税特別措置法による制度で、国税庁が認定事務を行っていました。国税庁長官が認定するこの租税特別措置法による認定制度は、「旧認定制度」といわれます。NPO法人にとって、なかなか馴染みのない国税庁による認定制度であったため、気軽に相談しにくく、認定へのハードルが高いことが指摘されていました。

そのような中、2012年4月1日からNPO法による新たな認定NPO法人制度が創設されました。この制度は、旧認定制度と比較して、「新認定制度」といわれます。これに伴い、租税特別措置法による認定制度は廃止されました。新認定制度のもとでは、NPO法人にとって身近な所轄庁が認定事務を行うことになるため、認定NPO法人制度が身近になり、認定取得を目指す法人が増えることが期待されています。

# 仮認定NPO法人とは

## 1. 仮認定制度の趣旨

「仮認定制度」は、2012年4月1日のNPO法改正によって、新たに創られた制度です。NPO法人で新たに設立されたもののうち、その運営組織および事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものについて、所轄庁が仮認定をした法人を仮認定特定非営利活動法人（以下、仮認定NPO法人）といいます。つまり、設立されたばかりのNPO法人のうち、その運営組織や活動が適正であり、かつ公益活動を展開する基盤があると所轄庁が認めた場合に、仮認定NPO法人になることができ、認定NPO法人に近い税制優遇が受けられるのです。（NPO法第58条）

認定NPO法人になるためには、前述した9つの要件を満たす必要があります。その9つの要件のうち、どのくらいの市民に支えられているかを寄附者の数や寄附金の割合で確認する「パブリックサポートテスト(PST)」を満たしていなくても、税制優遇の一部を受けられるのがこの仮認定制度です。つまり、設立されたばかりで、寄附を十分に集めていない法人でも、仮認定NPO法人として寄附者に対する税制優遇を受けながら寄附を募っていけるようにとの趣旨で創られたのがこの制度なのです。

仮認定制度は、あくまでも認定NPO法人へのステップのための制度です。仮認定制度を上手に活用しながら、認定NPO法人を目指しましょう。

## 2. 仮認定NPO法人の特徴

### (1) 仮認定を申請できるNPO法人

仮認定制度は、前述したように組織基盤は整っており、活動は展開できているけれども、設立したばかりで寄附がまだ集まらないという法人を支援するために創られたステップアップのための制度です。そのため、仮認定を受けられるNPO法人は、原則として設立した日から5年を経過していない法人で、かつ過去に認定または仮認定を受けたことがない法人に限定されています。

ただし、この制度が施行された2012年4月1日からの3年間は、設立した日から5年をすでに経過してしまった法人も含めてすべての法人が、仮認定を申請できることになっています。

### (2) 仮認定NPO法人の税制優遇

仮認定NPO法人の場合、認定NPO法人と比較すると、税制優遇について制約があります。寄附した相続財産が非課税になる制度と、「みなし寄附金」制度については、適用されません。個人の寄附金控除と、法人の損金算入枠の拡大についてのみ対象となります。

#### 認定NPO法人と仮認定NPO法人の受けられる税制優遇の違い

	受けられる税制優遇	認定NPO法人	仮認定NPO法人
1	寄附をした個人が寄附金控除を受けられる	○	○
2	寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される	○	○
3	寄附をした相続財産が非課税になる	○	×
4	みなし寄附金を受けられる	○	×

### (3) 仮認定NPO法人の名称

NPO法第50条で、「認定特定非営利活動法人でない者は、その名称または商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。」とされています。つまり、認定NPO法人以外の者が、認定NPO法人を名乗ってはならないとされているのです。この認定NPO法人以外の者には、仮認定NPO法人も含まれるため、仮認定NPO法人が認定NPO法人と名乗ることはできません。仮認定NPO法人が、仮認定を受けたことを対外的に示したい場合は、仮認定特定非営利活動法人または仮認定NPO法人と名乗りましょう。

### (4) 仮認定NPO法人の特徴のまとめ

仮認定NPO法人の特徴を認定NPO法人と比較してまとめると以下のようになります。

#### 認定NPO法人と仮認定NPO法人の違い

	認定NPO法人	仮認定NPO法人
要件	9つの要件をすべて満たしている	パブリックサポートテスト以外の8つの要件を満たしている
有効期間	認定された日から5年間	仮認定された日から3年間
更新	可能	不可能
対象	法人設立後1年を経過したすべてのNPO法人	法人設立後1年を経過し、かつ法人設立後5年以内のNPO法人 ※2012年4月1日より3年間は、法人設立後5年を経過した法人も対象
税制優遇	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される ③寄附をした相続財産が非課税になる ④みなし寄附金を受けられる	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される  ※左欄③④については優遇なし

# 認定NPO法人等になるメリットと義務・責任

## 1. 認定NPO法人等になる必要があるか

認定NPO法人になると、具体的にどのようなメリットがあるのでしょうか。以下に、認定を取得するメリットと、それによって生じる義務・責任を示します。認定NPO法人になる前に、認定申請をする必要があるのかどうかを十分に考えなければなりません。

### (1) 認定NPO法人になるメリット

#### ① 社会的信頼が増します。

認定NPO法人は、高い公益認定の基準に適合しなければならないことから、社会的信頼が増します。

#### ② 寄附金を集めやすくなります。

認定NPO法人になることの一番大きなメリットは、寄附金に関する税の優遇制度があることです。寄附した個人に対しては、所得税と住民税に関して寄附金控除があります。相続人が相続財産を寄附した場合も、その寄附した財産については相続税が非課税となります。

また、企業等が寄附する場合も、損金算入限度額の枠が拡大されるので、寄附がしやすくなります。(詳細は16ページ以降をご覧ください。)

#### ③ 法人税等の負担が減る場合があります。

認定NPO法人になれば、「みなし寄附金制度」という制度を活用することができます。「みなし寄附金制度」とは、収益事業から得た利益で非収益事業の支出に充てた部分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できるという制度です。そうすることで、その分納税すべき額を減らすことができます。(詳細は、23ページをご覧ください。)

#### ④ 組織を強化することができます。

認定NPO法人になるためには、法令等を順守し、適正な運営組織でなければなりません。経理等も適正に処理し、情報開示も徹底して行わなければならないことから、法人の基盤強化を図ることができます。しかも認定された後も認定基準を維持し続けなければならないことから、法令等を順守した適正な組織として法人を強化することができます。

#### ⑤ 役員やスタッフの法人運営に対する意識が高まります。

認定NPO法人になると、上記のような適正な運営組織を維持し続けなければならないため、役員やスタッフが認定NPO法人としての社会的責任を認識することにもつながり、法人運営に対する内部の意識が高まります。

### (2) 認定NPO法人になると生じる義務・責任

#### ① 情報公開をより一層徹底しなければなりません。

NPO法人は、自らに関する情報をできる限り公開することを通じて、市民の信頼を得ることが法の精神であるため、毎事業年度終了後、事業報告書等を所轄庁に提出することが義務付けられています。認定NPO法人になると、寄附者への情報公開も当然のことながら、税制優遇を受けている法人として、利害関係者を含め、広く一般市民へ情報公開をしなければなりません。



### ② 毎年度報告しなければならない書類が増えます。

認定NPO法人になると、NPO法人に義務付けられている事業報告書等の提出書類だけでなく、役員報酬規程や収益の明細、借入金の明細等一定の書類を所轄庁に提出しなければなりません。(詳細は、103ページをご覧ください。)

### ③ 寄附金の管理に関する事務手続きが増えます。

認定NPO法人になると、寄附金を受けやすくなる分、寄附金に対しての管理事務が増えます。寄附者側にとって、税控除等の優遇を受けられることにもつながりますから、寄附金台帳の作成や領収書の発行等、寄附金の取り扱いに関するさまざまな事務手続きを十分注意して行わなければなりません。(詳細は、117ページをご覧ください。)

### ④ 認定基準を常に意識した運営をしなければなりません。

認定NPO法人は、一度基準をクリアするとそれで良いかという、そうではありません。認定には有効期間があり、更新手続きをするためには、常に認定基準を意識した法人運営をしなければなりません。また、認定を取るといろいろな人から注目される可能性も高まります。つまり、今まで以上に適正な運営組織を維持し続けることが必要になります。

#### 認定NPO法人になったら寄附って増えるの？

「認定NPO法人になると寄附が増えるのではないか」、このような声をしばしば聞くことがあります。確かに認定NPO法人になる一番のメリットは、寄附金に対する税制優遇が受けられることでしょう。しかし、それだけで寄附が増えるのでしょうか。

2008年に発表された内閣府の調査(※)によると、寄附者にとって「寄附を増やすための条件」の第1位は「経済的に余裕があること」(57.8%)、第2位は「団体の活動に関する報告が行われること」(42.4%)、第3位が「手続きが簡便であること」(33.3%)、第4位が「団体の会計に対する報告が行われること」(31.9%)でした。「税の優遇措置が受けられること」は6位で、12.8%という結果でした。この結果を見てもわかるように、認定NPO法人になり、税の優遇措置が受けられるようになったとしても、それだけで寄附が集まるわけではありません。

多くの寄附を集めるためには、活動をPRし、また会計に関する報告を行い、潜在的な寄附者に対して寄附をしっかりと募っていくことが重要です。寄附に関するさまざまな調査を見ると、どの調査結果を見ても、寄附をする理由のトップには、「その活動の趣旨に賛同した」ということが挙げられています。寄附者側にとっては、その団体の活動に共感し、寄附という形で、活動に「参画」しているのです。

つまり、これらからいえることは、認定NPO法人になるだけで、寄附が集まりやすくなるわけではないということです。寄附を増やすためには、寄附を集めるための努力を法人がしなければなりません。「この活動なら私も参画したい!」、「寄附という形で活動を応援したい!」、そのように思ってもらえるように、法人の活動を広く公開し、多くの寄附者をその法人の活動に巻き込んでいくことが大切です。

※ 内閣府経済社会総合研究所「季刊国民経済計算」No.135、平成20年1月 「非営利サテライト勘定に関する調査研究」アンケート調査

## 2. 認定NPO法人と他の法人格の比較

NPO法人と認定NPO法人、一般社団法人と公益社団法人を比較してみると、以下の表のようになります。

認定NPO法人と他の法人格の比較表

法人名		特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)
根拠法		特定非営利活動促進法	
設立方法		所轄庁の認証後、法務局で登記して設立（認証主義）	NPO法人のうち、所轄庁の認定後、成立（実績にもとづき判断）
税制	法人税	収益事業課税	同左
	登録免許税	非課税	同左
	印紙税	非課税	同左
	法人住民税 (均等割)	課税（ただし、収益事業を行わない場合、自治体によって非課税措置有）	同左
	その他		
寄附者に対する優遇		法人：一般損金算入限度額の適用	個人：寄附金控除、相続税控除 法人：特別損金算入限度額の適用
みなし寄附金		なし	所得金額の50%または200万円のいずれか多い額を限度に認める
公益性の判断に関する主な基準	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動を主たる目的</li> <li>・ 宗教・政治活動を主たる目的としない</li> <li>・ 特定の公職者・政党等の推薦、支持または反対を目的としない</li> <li>・ その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックサポートテスト</li> <li>・ 特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上</li> <li>・ 共益的活動が50%未満</li> <li>・ 宗教・政治活動、特定の公職者・政党等を推薦、支持または反対する活動は行わない</li> </ul>
	営利性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利を目的としない</li> <li>・ 役員報酬を受ける者が役員総数の3分の1以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員、職員、社員または寄附者等に特別の利益を与えない</li> <li>・ 営利を目的とした者等に寄附を行わない</li> <li>・ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てる</li> </ul>
	運営組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10人以上の社員を有する</li> <li>・ 理事3人以上、監事1人以上</li> <li>・ 役員総数における3親等以内の親族割合が3分の1以下</li> <li>・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認会計士または監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存</li> <li>・ 役員のうち、同一親族等の占める割合および特定の法人関係者の割合が3分の1以下</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の事業において収益を生じた場合は、特定非営利活動に係る事業のために使用する</li> </ul>	同左
監督		所轄庁の監督を受ける。毎年度事業報告書の提出の義務付け	左に加えて、助成金および海外送金等の報告の義務付け
残余財産の処分		国、地方公共団体、公益法人等に帰属	同左
情報公開		何人も所轄庁において閲覧可能 利害関係人は法人事務所で閲覧可能	何人も所轄庁および法人事務所で閲覧可能

認定NPO法人を他の法人格と比較してみると、税制、寄附者に対する優遇措置、みなし寄附金制度等の違いがよくわかります。

※ 認定NPO法人の場合、NPO法人の「公益性の判断に関する主な基準」は守った上での追加事項であることに留意ください。

### 認定NPO法人と他の法人格の比較表

法人名	一般社団法人		
	一般社団法人	公益社団法人	
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	
設立方法	公証人による定款認証後、法務局で登記して設立（準則主義）	一般社団法人のうち、公益認定等委員会の答申を踏まえ、行政庁が公益認定後、成立（公益目的事業の計画等によって判断）	
税制	法人税	全所得課税（非営利型は収益事業課税）	公益目的事業は非課税
	登録免許税	課税	非課税
	印紙税	非課税	非課税
	法人住民税（均等割）	課税（ただし、収益事業を行わない場合、自治体によって非課税措置有）	一部を除き課税
	その他		利子・配当等の源泉所得税非課税
寄附者に対する優遇	法人：一般損金算入限度額の適用	個人：寄附金控除、相続税控除 法人：特別損金算入限度額の適用	
みなし寄附金	なし	所得金額の50%を限度または公益目的事業使用部分まで認める	
公益性の判断に関する主な基準	活動内容	・ 事業分野は自由 ・ 公益事業・共益事業・収益事業いずれも可	・ 公益目的事業を主たる目的 ・ 公益目的事業比率が50%以上 ・ 投機的な取引、高利の融資事業その他社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や公序良俗を害するおそれのある事業を行わない
	営利性	・ 社員に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定めは無効 ・ 社員総会において社員に剰余金を分配する旨の決議は不可	・ 社員、役員、使用人等法人の関係者および営利事業者に特別の利益を与えない ・ 収入が適正な費用の額を超えない ・ 役員報酬等が不当に高額にならない支給基準である
	運営組織	・ 理事1人以上（理事会を設置する場合は、理事3人、監事1人以上） ・ 大規模法人（負債額200億円）の場合は、監事および会計監査人設置 ・ 社員の資格に関する要件は特になし	・ 理事3人以上、監事1人以上 ・ 理事会、代表理事、会計監査人設置 ・ 同一団体の関係者・同一親族等の理事が総数の3分の1以下。監事も同様 ・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さない
	その他		・ 収益事業等により公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがない ・ 収益のうち一定割合は公益目的事業に使用
監督	行政庁の監督は受けない	公益認定基準の遵守について行政庁の監督を受ける	
残余財産の処分	社員に分配する旨の定款は不可	国、地方公共団体、公益法人等に帰属	
情報公開	社員および債権者は、法人事務所で閲覧可能。貸借対照表は公告の必要あり	何人も行政庁と法人事務所で閲覧可能	

## コラム 認定NPO法人フードバンク関西さんの場合

芦屋市で活動する認定NPO法人フードバンク関西さんに、認定NPO法人制度について伺ってきました。フードバンク関西さんは、2003年に活動を開始し、2004年1月26日にNPO法人格を取得、2007年12月1日に認定NPO法人になられた団体さんです。



### 認定期間

第1期目 2007年12月1日～2009年11月30日 第2期目 2009年12月1日～2014年11月30日

### 活動内容

賞味期限が迫ったり、パッケージが壊れたりといった理由で商品として扱われなくなった余剰食品の提供を企業から無償で受け、児童養護施設や母子緊急生活支援施設、身障者の生活を支える団体等に無償で届けるという活動をされています。

### 2011年度の支援者

フードバンク関西ニュース第25号より

正会員（27人と2法人）	290,000円
賛助会費（個人91人と113団体）	2,221,400円
寄附金（143人と25団体）	2,357,582円
募金	112,050円
助成金	7,000,000円

### Q1. 認定を申請しようと思った理由は何ですか？

A. 企業から無償で提供を受けた食品を無償で配るという活動をしています。無償で配るので、全く収益性のない事業です。無償ボランティアばかりで活動していても、ガソリン代や高速代等、どうしてもランニングコストがかかります。その部分を寄附と助成金で成り立たせなければならなかった。そのためには、寄附を受けやすい団体になっておくことが絶対条件だと思っていました。ですから、認定制度ができたと聞いた時から「これは！」と注目していました。それと、認定を取れば企業がスポンサーになってくれるだろうと期待していたんです(笑)

### Q2. 認定を取ってみてどうですか？寄附は増えましたか？

A. 企業がスポンサーになってくれるという期待は全く外れました(笑)けれども、認定NPO法人になったことで、信頼されるようになり、食品提供企業が増えました。認定を取るまでは、企業の参加を求めるのは大変でしたが、認定取得後は企業側からのアプローチが増えました。新しい食品提供企業を探す必要がなくなったことは認定を取得して一番良かったことです。寄附については、ジワジワ増えているといった感じでしょうか。継続してくれる方が増えたり、継続の方の寄附の金額が少しずつ増えたりしています。

### Q3. 寄附者を増やすために工夫されていることはありますか？

A. 活動実態をきちんと公開するようにしています。活動内容の報告だけでなく、総会後のニュースでは事業報告、事業計画、決算、寄附の内容等、全面公開で、丸裸状態です(笑)。年3回のニュースレターの発行、ホームページ・ブログの更新は欠かさないようにしています。あとは、さまざまな方の協力が得やすいように、文章表現をシンプルに分かり易くする工夫はしているでしょうか。他には、楽しんで寄附をする取り組みをしています。毎年クリスマス頃に行うラッフルキルト(くじ付寄附)です。これは対価のある寄附なので、純粋な寄附ではありませんが、フードバンク関西を知るきっかけになり、その後、純粋な寄附を継続して下さることにつながっています。

### Q4. 認定申請で大変だったことはありますか？

A. どんな会社から物品寄贈や寄附を受けているか、その伝票はどれか、記録はきちんと取られているか等、とにかく細かかったです。ビックリするぐらい(笑)たまたま、当法人は設立当初の会計の方がとても厳格にチェックしてくださる方だったので、経理の帳票類、帳簿の形態、寄附者の名簿もきちんと整っていました。初めの頃は、その会計担当者さんに何もかも手取り足とり教えを受けて、時にはお小言をいただくような状態でしたが、今思うとそれがあったからこそ、認定を取得できたと思います。その方にとても感謝しています。

### Q5. これから認定NPO法人を目指そうという団体にアドバイスをお願いします。

A. 日頃からきちんと会計の帳簿類をつけたり、書類を整理したりしておくこと。活動内容の記録も大切です。申請の時に、2年前のことや5年前の事は思い出せないもので、いざ慌てても絶対に無理です。しっかり体制を整えて、ぜひ、認定NPO法人を目指してください。

# 認定等の有効期間とその失効

## 1. 認定の有効期間

一度、認定NPO法人になると、永遠に認定NPO法人でいられるかというところではありません。認定NPO法人である限り、税制優遇を受けている法人としての責務を果たしていなければなりません。そのために、認定には有効期間が定められています。認定NPO法人になった後は、認定有効期間が途切れないように十分注意しましょう。

認定の有効期間は、所轄庁によって認定された日から起算して5年となります。(NPO法第51条第1項)

認定の有効期間が満了し、引き続き、認定NPO法人として活動する場合は、有効期間の更新手続きを受ける必要があります。認定有効期間が切れると、当然税制優遇も受けられませんから、税制優遇が受けられるつもりで寄附してくださった寄附者に対しても迷惑をかけることになります。認定有効期間に注意しながら、更新の手続きができるよう、準備しておきましょう。更新手続きについては、113ページを参照ください。

なお、更新申請をし、更新が認められた場合、更新後の認定期間は、「従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年」となります。

## 2. 仮認定の有効期間

仮認定NPO法人の有効期間は認定NPO法人より短く、所轄庁による仮認定の日から起算して3年となります。(NPO法第60条)

また、仮認定を受けられるのは1回きりで、更新はない上に、期間を空けて再度仮認定を申請することもできません。(NPO法第59条第3号)

仮認定期間中に、正式に認定されなければ、3年が経過した時点で仮認定が失効します。正式に認定を受けるために、仮認定期間中に、寄附を集め、パブリックサポートテストをクリアできるように準備しておきましょう。

## 3. 認定・仮認定の失効

認定NPO法人・仮認定NPO法人(以下、認定NPO法人等)は以下の事由が生じたときは認定・仮認定の効力を失います。これを認定・仮認定の失効といいます。また、その場合、所轄庁はインターネットやその他の適切な方法によって、その旨を公示することとなっています。(NPO法第57条、第61条)

### ① 認定・仮認定の有効期間が終了したとき

認定期間および仮認定期間が終了した場合、その効力を失います。また、認定の更新手続きの申請をし、その申請が拒否処分されたときも同様の扱いとなります。

### ② 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併し、かつその合併が所轄庁の認定を受けず にその効力を生じたとき

認定NPO法人等が認定NPO法人等でない一般のNPO法人と合併した場合は、改めて認定の申請をし、認定されなければなりません。

### ③ 認定NPO法人等が解散したとき

認定NPO法人等が解散した場合は、認定・仮認定の効力を失います。

### ④ 仮認定NPO法人が認定NPO法人になったとき

仮認定NPO法人が認定申請をし、正式に認定NPO法人としての認定を受けたときは仮認定の効力を失います。

# 認定等の取り消し

## 1. 認定・仮認定の取り消し

### (1) 取り消さなければならない場合

認定NPO法人・仮認定NPO法人が以下のいずれかの事由に該当するとき、所轄庁は認定・仮認定を取り消さなければならないとされています。(NPO法第67条第1項)

- ① 欠格事由のいずれかに該当するとき（欠格事由については51ページを参照ください）
- ② 偽りその他不正の手段により認定、仮認定、認定の有効期間の更新、または合併の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、所轄庁または所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき
- ④ 認定NPO法人等から認定または仮認定の取り消しの申請があったとき

### (2) 取り消すことができる場合

以下の場合には、所轄庁は認定・仮認定を取り消すことができます。(NPO法第67条第2項)

- ① 認定基準の3号、4号①②③、7号に適合しなくなったとき  
認定基準の3号については41ページ、4号については45ページ、7号については50ページを参照ください
- ② 事業報告書等を期限内に提出していない、また、法で定められた閲覧の規定を守っていないとき
- ③ その他、法令または法令に基づいてする行政の処分に違反したとき

認定・仮認定を取り消した場合、所轄庁はインターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています。法人にとって大きなイメージダウンになりますし、取り消し後は当然税制優遇も受けられませんが、そう知らずに寄附をした寄附者に迷惑がかかる可能性があります。

さらに、みなし寄附金制度(23ページ参照)を適用していた認定NPO法人がその認定を取り消されたときは、その取り消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度までさかのぼって課税されてしまうというペナルティがありますので、そのようなことにならないよう、認定取得後も適正な組織運営を継続していけるよう、十分注意しましょう。

# 認定NPO法人等の税制優遇

## 1. 認定NPO法人等の税制優遇

認定NPO法人になると、税制優遇を受けられます。受けられる税制優遇は、寄附者に対するものと、認定NPO法人が直接受けられるものとの2種類に大きく分けられ、以下の①～④の4つの優遇措置を受けられるようになります。仮認定NPO法人の場合は、①寄附をした個人への優遇措置と、②法人の損金算入限度額の拡大の優遇措置しかありませんので、注意が必要です。つまり、③の寄附をした相続財産が非課税になるという優遇措置と、④のみなし寄附金を受けられるという優遇措置は、仮認定NPO法人は受けられません。

### 認定NPO法人の税制優遇

	優遇措置	対象となる税金	参照ページ
<b>■ 寄附者に対する優遇措置</b>			
①	寄附をした個人が寄附金控除を受けられる	所得税、住民税	P.16
②	寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される	法人税、法人事業税等	P.22
③	寄附をした相続財産が非課税になる	相続税	P.23
<b>■ 認定NPO法人に対する優遇措置</b>			
④	のみなし寄附金を受けられる	法人税、法人事業税等	P.23

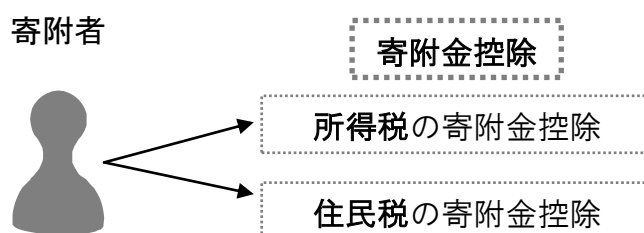
## 2. 寄附をした個人に対する優遇措置

### (1) 寄附金控除とは

寄附金によって納めるべき税額が減額されることを「寄附金控除」といいます。個人が認定NPO法人に対して寄附をした場合、寄附金控除の対象となる税は、所得税と住民税です。

所得税および住民税は、個人がその年の1月1日から12月31日までの1年間に得た所得(収入から必要経費を差し引いた額)に対して課税される税金です。所得税は国税と呼ばれる国に納める税金のことで、納付先は税務署です。一方で、住民税は地方税と呼ばれる都道府県や市町村に納める税金のことで、納付先は都道府県や市町村です。

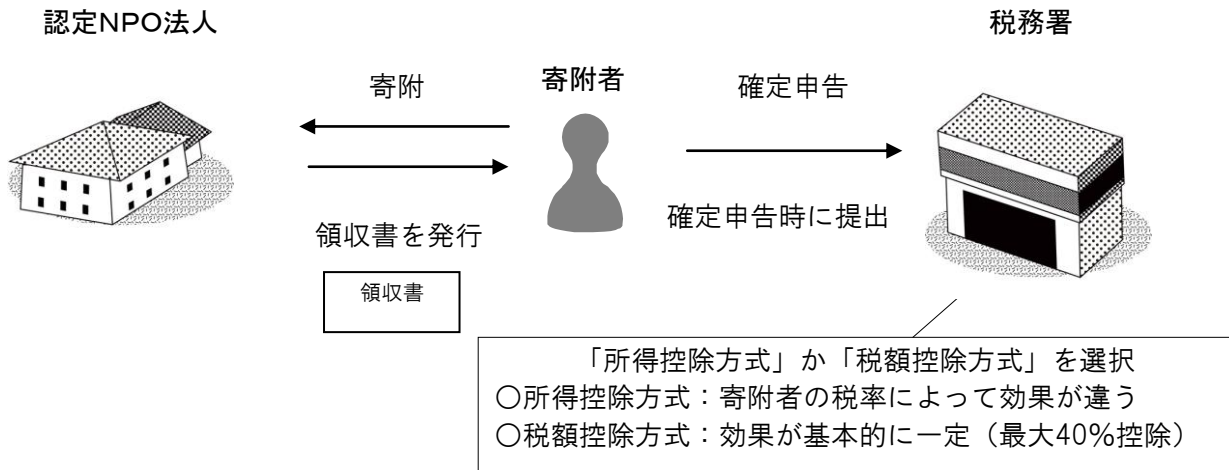
所得税も住民税も、同じ1年間の所得に対して課税される税金ですが、地方税である住民税の寄附金控除を受ける場合、都道府県や市町村によって取り扱いが違うので注意が必要です。



## (2) 所得税の寄附金控除

寄附をした個人が寄附金控除を受け、納める所得税を減額することができます。その場合、寄附をした個人は、認定NPO法人等が発行した寄附金の領収書を添付して税務署に確定申告をすれば、所得税の還付を受けられます。領収書の発行方法については、117ページを参照ください。

確定申告の方法には、「所得控除方式」と「税額控除方式」の2つがあります。どちらか有利な方を選択して、申告すればよいでしょう。



### 所得控除方式

そもそも所得税の納税額とは、以下のような計算によって算出されます。

$$\text{納税額 (A)} = \text{課税所得} \{ \text{所得金額 (B)} - \text{所得控除 (医療費控除等)} \} \times \text{税率 (5 \sim 40\%)}$$

所得金額とは総収入から必要経費を差し引いた金額で、給与の場合は給与所得控除後の金額となります。

「所得控除方式」とは、医療費控除や配偶者控除と同様に、寄附金控除額を所得金額(上記B)から引いた後に、税率(5～40%)をかけて納税額を確定する方法です。つまり、具体的な計算方法は以下のようになります。

$$\text{納税額} = \text{課税所得} \{ \text{所得金額} - \text{所得控除 (医療費控除 \cdot \text{寄附金控除等}) \} \times \text{税率 (5 \sim 40\%)}$$

所得控除方式の場合、寄附金控除の金額は、「寄附をした合計額-2,000円」となります。ただし、寄附をした合計額は、総所得金額の40%が上限です。また、5～40%という税率は累進税率(金額が多くなるほど率が高くなる)であるため、税率が高い人、つまり、高額所得者の方が控除される金額が多くなります。

### 税額控除方式

「税額控除方式」とは、課税所得×税率(5～40%)による納税額(上記A)から直接寄附金分を控除する方法です。この場合、所得金額による税率に影響されずに、控除されます。つまり、税額控除方式は、税率の高低にかかわらず、ほぼ等しい寄附控除が受けられる制度です。寄附をした合計額は、総所得金額の40%が上限です。税額控除額は、所得税額の25%相当額が上限になります。税率が高く寄附金額も高額であるようなケースを除き、税額控除方式を選択したほうが、所得控除方式を選択した場合よりも控除される額が大きくなるケースがほとんどです。

$$\text{納税額} = \text{課税所得} \{ \text{所得金額} - \text{所得控除 (医療費控除等)} \} \times \text{税率 (5 \sim 40\%)} - \text{寄附金特別控除 (「寄附額-2,000円」の40\%)}$$



## 事例①

税額控除で最大限控除できる場合

寄附者Aさん



年間給与収入：8,580,000円  
 社会保険料：1,142,000円  
 扶養家族：なし  
 寄附金額：100,000円

## 所得控除方式

寄附金控除額＝寄附金額100,000円－2,000円＝98,000円  
 この金額を他の所得控除と一緒に差し引きされた後、  
 税率がかけられます。

## 税額控除方式

寄附金特別控除額  
 ＝（寄附金額100,000円－2,000円）×40％＝39,200円

	寄附金なし	所得控除方式	税額控除方式
年間給与収入	8,580,000円	8,580,000円	8,580,000円
①給与所得控除後の金額(※1)	6,522,000円	6,522,000円	6,522,000円
社会保険料控除 寄附金控除 基礎控除(※2)	1,142,000円	1,142,000円	1,142,000円
	0円	<b>98,000円</b>	0円
	380,000円	380,000円	380,000円
②所得控除額の合計	1,522,000円	1,620,000円	1,522,000円
③課税給与所得金額(①－②)	5,000,000円	4,902,000円	5,000,000円
④累進税率(※3)	20%	20%	20%
⑤(③×④)	1,000,000円	980,400円	1,000,000円
⑥税額(前段階率調整後)(※4)	572,500円	552,900円	572,500円
⑦寄附金特別控除(税額控除)	0円	0円	<b>39,200円</b>
納付税額(⑥－⑦)(※5)	<b>572,500円</b>	<b>552,900円</b>	<b>533,300円</b>

## 事例②

税額控除で限度計算にかかる場合

寄附者Bさん



年間給与収入：2,400,000円  
 社会保険料：350,000円  
 扶養家族：なし  
 寄附金額：100,000円

## 所得控除方式

寄附金控除額＝寄附金額100,000円－2,000円＝98,000円  
 この金額を他の所得控除と一緒に差し引きされた後、  
 税率がかけられます。

## 税額控除方式

寄附金特別控除額  
 ＝（寄附金額100,000円－2,000円）×40％＝39,200円  
 計算はこのようなになりますが、所得税額の25％が限度額のため、Bさんの所得税額38,500円×25％＝9,600円(※5)が限度

	寄附金なし	所得控除方式	税額控除方式
年間給与収入	2,400,000円	2,400,000円	2,400,000円
①給与所得控除後の金額(※1)	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
社会保険料控除 寄附金控除 基礎控除(※2)	350,000円	350,000円	350,000円
	0円	<b>98,000円</b>	0円
	380,000円	380,000円	380,000円
②所得控除額の合計	730,000円	828,000円	730,000円
③課税給与所得金額(①－②)	770,000円	672,000円	770,000円
④累進税率(※3)	5%	5%	5%
⑤(③×④)	38,500円	33,600円	38,500円
⑥税額(前段階率調整後)(※4)	38,500円	33,600円	38,500円
⑦寄附金特別控除(税額控除)	0円	0円	<b>9,600円</b>
納付税額(⑥－⑦)(※5)	<b>38,500円</b>	<b>33,600円</b>	<b>28,900円</b>

事例③

税額控除の限度のため所得控除の方が有利な場合

寄附者Cさん



年間給与収入：4,500,000円  
 社会保険料：620,000円  
 扶養家族：なし  
 寄附金額：450,000円

所得控除方式

寄附金控除額＝寄附金額450,000円－2,000円＝448,000円  
この金額を他の所得控除と一緒に差し引きされた後、  
 税率がかけられます。

税額控除方式

寄附金特別控除額  
 ＝（寄附金額450,000円－2,000円）×40％＝179,200円  
計算はこのようになりますが、所得税額の25％が限度額のため、Cさんの108,500円×25％＝27,100円（※5）が限度

	寄附金なし	所得控除方式	税額控除方式
年間給与収入	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円
①給与所得控除後の金額(※1)	3,060,000円	3,060,000円	3,060,000円
社会保険料控除 寄附金控除 基礎控除(※2)	620,000円	620,000円	620,000円
	0円	<b>448,000円</b>	0円
	380,000円	380,000円	380,000円
②所得控除額の合計	1,000,000円	1,448,000円	1,000,000円
③課税給与所得金額(①－②)	2,060,000円	1,612,000円	2,060,000円
④累進税率(※3)	10%	5%	10%
⑤(③×④)	206,000円	80,600円	206,000円
⑥税額(前段階率調整後)(※4)	108,500円	80,600円	108,500円
⑦寄附金特別控除(税額控除)	0円	0円	<b>27,100円</b>
納付税額(⑥－⑦)(※5)	<b>108,500円</b>	<b>80,600円</b>	<b>81,400円</b>

※1 「給与所得控除後の金額」とは、給与の金額に応じて給与収入金額から控除される「給与所得控除額」を引いた後の金額のこと。

事例① 年間給与収入8,580,000円に対する給与所得控除額は、2,058,000円なので、給与所得控除後の金額は6,522,000円となる。

事例② 年間給与収入2,400,000円に対する給与所得控除額は、900,000円なので、給与所得控除後の金額は1,500,000円となる。

事例③ 年間給与収入4,500,000円に対する給与所得控除額は、1,440,000円なので、給与所得控除後の金額は3,060,000円となる。

※2 基礎控除とは、全ての人が控除することができる金額のこと。

※3 平成24年分の所得税累進税率。

事例① 課税給与所得金額3,300,000円超～6,950,000円以下の場合、税率20%。

事例② 課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、税率5%。

事例③ 課税給与所得金額1,950,000円超～3,300,000円以下の場合、税率10%。  
 課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、税率5%。

※4 前段階率調整後税額とは、累進税率をかけた後に、下記の前段階の税率差を調整する金額を控除した金額。

事例① 課税給与所得金額3,300,000円超～6,950,000円以下の場合、控除額は427,500円。

事例② 課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、控除額は0円。

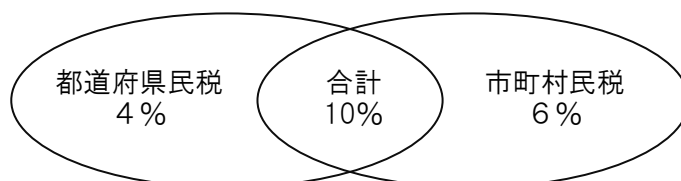
事例③ 課税給与所得金額1,950,000円超～3,300,000円以下の場合、控除額は97,500円。  
 課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、控除額は0円。

※5 納付税額は100円未満は切り捨てます。

※ すべて2013年1月1日の税率で計算しています。

### (3) 住民税の寄附金控除

前述したように、住民税は都道府県や市町村に納める地方税です。都道府県民税と市町村民税（東京都は特別区民税といいます。）から成り立っています。都道府県民税の税率は4%、市町村民税の税率は6%、合計すると10%です。



都道府県、市町村が住民の福祉の増進に寄与するものとして、それぞれ寄附金控除の対象となる寄附金を条例により定めていれば、その寄附金は住民税における寄附金控除の対象になります。つまり、都道府県が条例で指定していれば4%が、市町村が条例で指定していれば6%が、都道府県も市町村も両方が指定していれば10%が控除されます。条例により指定していなければ、控除は受けられません。

なお、住民税の寄附金控除には、所得控除方式はなく、税額控除方式しかありません。つまり、所得税の寄附金控除の税額控除方式同様に、以下のような計算によって、控除額が確定します。ただし、算式中の「寄附金」は、総所得金額の30%が上限です。

$$\text{住民税の寄附金控除額} = (\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times (\text{最大}10\%)$$

#### 条例指定とは

では、都道府県や市町村の条例で「指定する」というのは、どういうことなのでしょうか。大きく区分すると認定NPO法人、公益社団法人、学校法人等を対象とする「3号指定(※)」と一般のNPO法人を対象とする「4号指定(※)」に区分され、さらに前者の「3号指定」は「包括指定」と「個別指定」の2つに分けることができます。

※住民税の寄附金控除について定められた地方税法の条文番号からこのように呼んでいます。

都道府県: 地方税法第37条の2第1項第3号および第4号 市町村: 同法第314条の7第1項第3号および第4号

#### 3号指定(包括指定)

対象を「○△県内に主たる事務所がある認定NPO法人」や「県内に事務所または事業所があるか、または県内で主たる目的の事業を行っているもの」等のように、包括して指定する方法です。全国の法人を包括して対象とするものや県内の法人を包括して対象とするもの等、条例によって規定の方法はさまざまです。

#### 3号指定(個別指定)

首長や議会が個別の法人を指定する方法で、指定のための要件を条例で先に定めたい個別の法人を条例で指定するのが一般的です。この場合、通常は指定を受けたい認定NPO法人等が自治体に申請をし、指定を受けることになります。

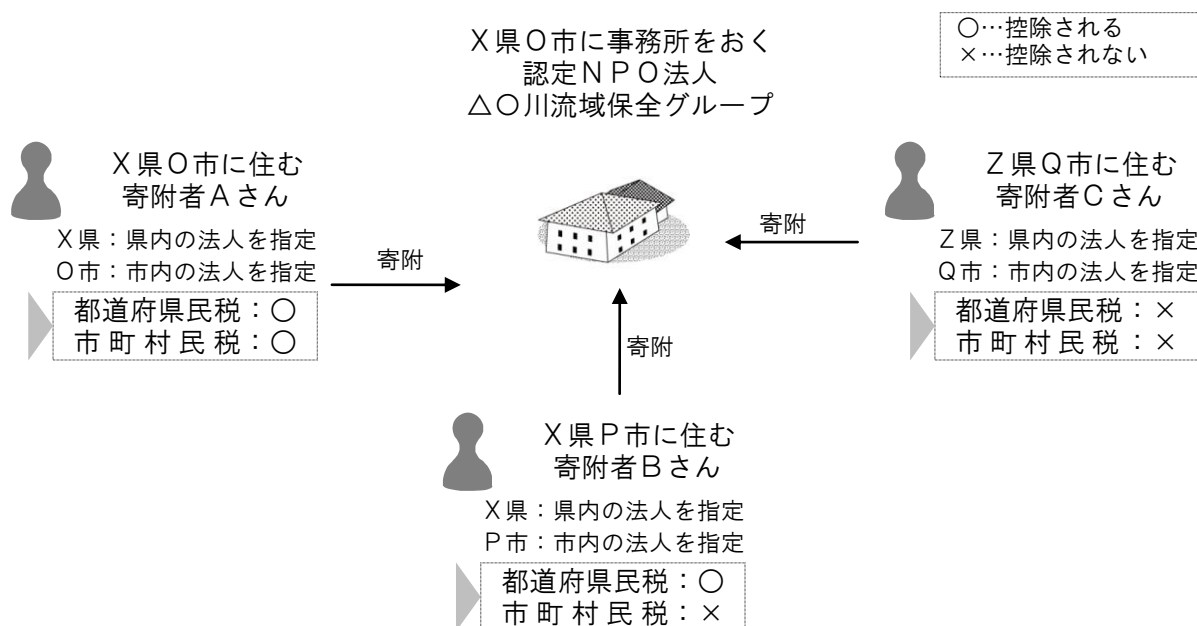
#### 4号指定

認定NPO法人以外の一般のNPO法人が指定の対象であり、この場合、指定を受けたいNPO法人が自治体に申請をし、指定を受けることが必要です。また、4号指定を受けた法人への寄附について寄附金控除を受けようとする寄附者は、直接その地方公共団体に申告する必要があります。

条例による控除の違いの例(3号指定の場合)

前述したように、住民税は、都道府県、市町村の条例で定められているかどうかによって、寄附金控除を受けられるかどうかが変わります。しかも、寄附金控除を受けられるかどうかについては、寄附先の認定NPO法人等の所在地によるのではなく、寄附者の住んでいる所在地の条例によって決まります。

具体的な例で見てみましょう。下記の図に示すように、同じX県O市に事務所をおく認定NPO法人△〇川流域保全グループに寄附した場合でも、県も市も指定をしているAさんと、県は指定していますが、市は指定していないBさんでは、控除される税が違います。また、県外のCさんは、県も市も指定していないため、住民税については、寄附金控除を受けることができません。寄附者が住んでいる自治体の条例によって、控除を受けられるかどうかが変わりますので、注意が必要です。



兵庫県内の自治体の条例指定の状況

兵庫県は、2013年3月5日に県民ボランティア活動の促進等に関する条例と兵庫県税条例が改正されたことによって、兵庫県内に主たる事務所を置く認定NPO法人等に寄附した場合は、兵庫県内に住む人であれば、寄附金控除を受けられます。

また、神戸市についても、兵庫県と同様に、神戸市内で活動する認定NPO法人等に寄附をした神戸市民は、寄附金控除を受けることができます。その他の自治体については、兵庫県が運営するWEBページ「県民ボランティア活動の広場」で確認することができますので、そちらをご覧ください。

URL:<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/v-hyogo/>

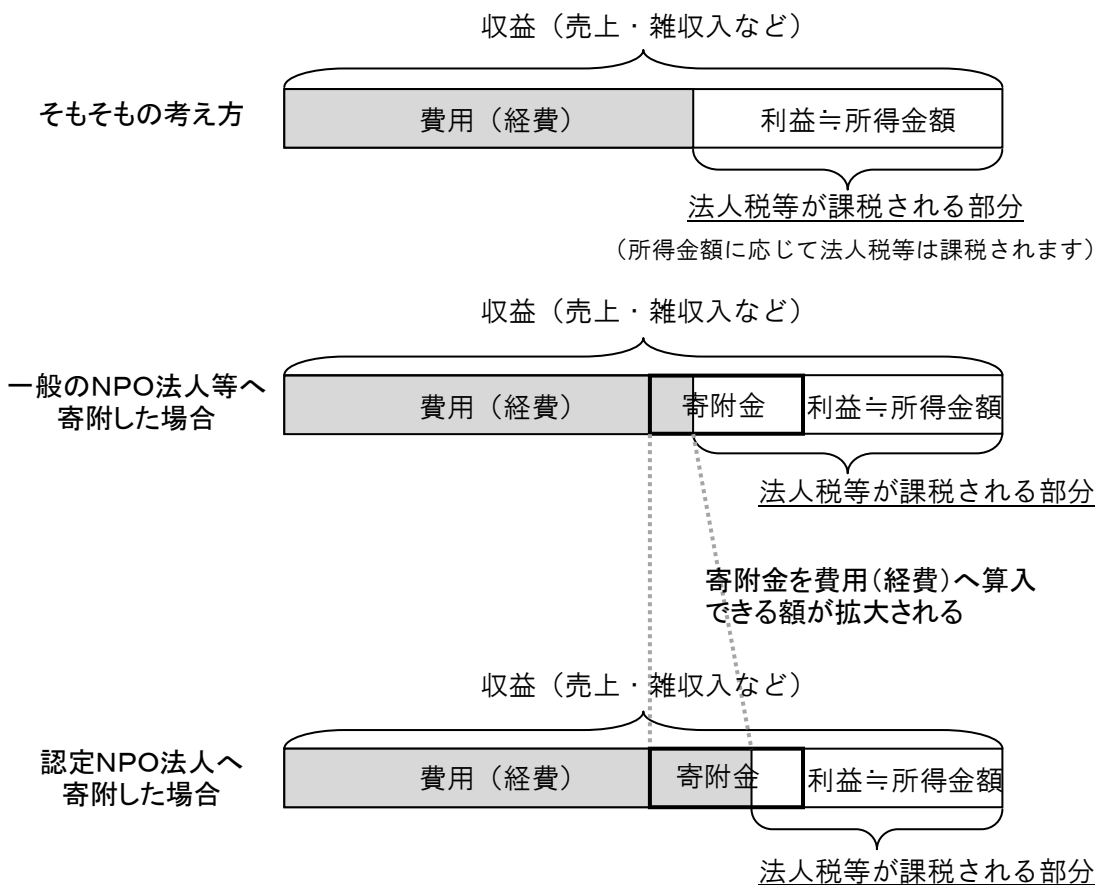
### 3. 寄附をした法人に対する優遇措置

#### (1) 損金算入とは

法人が認定NPO法人等に対して寄附をした場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額が設けられ、その範囲内で損金算入が認められます。

損金とは、法人税額を計算する場合の費用(経費)のことをいいます。法人税額は、売上から必要な経費等を差し引いて課税されます。損金算入が認められるというのは、法人税額を計算する際の必要な経費として含めてよいということです。

#### 収益・費用・利益の関係と法人税



法人が支出する寄附金には、事業に関連性があるかどうか微妙なものも多くあります。そのため、法人税法では、寄附金一つひとつについて事業に関連性があるのかどうかを確認することが容易ではないため、一定の限度を設け、その範囲内であれば寄附金を損金として扱ってよいこととし、範囲を超える部分については、損金としないという扱いが取られています。(損金としないことを損金不算入といいます。)

認定NPO法人等への寄附については、一般のNPO法人に寄附する場合と比べて、この損金算入の限度額が多くなります。つまり、一般のNPO法人へ寄附した場合は損金(経費)として扱うことができなかつた金額が、認定NPO法人等へ寄附すれば損金として扱うことができる可能性があるということです。これにより、認定NPO法人等側からすると、企業等からの寄附を受けやすいということになります。

#### (2) 損金算入の計算方法

では、具体的に損金算入できる限度額(損金算入限度額といいます。)はどのように計算するのでしょうか。損金算入限度額は、その法人の期末の資本金等の額によって変わります。

また、認定NPO法人等に寄附する場合の損金算入限度額を「特別損金算入限度額」といいます。

具体的には次のページのように計算します。

**一般の損金算入限度額（一般のNPO法人等への寄附の場合）**

$$(\text{期末資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1 / 4$$

**特別損金算入限度額（認定NPO法人等への寄附の場合）**

$$(\text{期末資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1 / 2$$

**具体例① 期末資本金等の額1,000万円 所得金額100万円のA法人の場合**

一般の損金算入限度額

$$(1,000\text{万円} \times 12 / 12 \times 0.25\% + 100\text{万円} \times 2.5\%) \times 1 / 4 = 12,500\text{円} \cdots \textcircled{1}$$

特別損金算入限度額

$$(1,000\text{万円} \times 12 / 12 \times 0.375\% + 100\text{万円} \times 6.25\%) \times 1 / 2 = 50,000\text{円} \cdots \textcircled{2}$$

$$\text{A法人の損金算入限度額} = \textcircled{1} + \textcircled{2} = 12,500 + 50,000 = 62,500\text{円}$$

**具体例② 期末資本金等の額2億円 所得金額3,000万円のB法人の場合**

一般の損金算入限度額

$$(2\text{億円} \times 12 / 12 \times 0.25\% + 3,000\text{万円} \times 2.5\%) \times 1 / 4 = 312,500\text{円} \cdots \textcircled{3}$$

特別損金算入限度額

$$(2\text{億円} \times 12 / 12 \times 0.375\% + 3,000\text{万円} \times 6.25\%) \times 1 / 2 = 1,312,500\text{円} \cdots \textcircled{4}$$

$$\text{B法人の損金算入限度額} = \textcircled{3} + \textcircled{4} = 312,500 + 1,312,500 = 1,625,000\text{円}$$

※ 以上は、株式会社等の普通法人が認定NPO法人等に寄附をした場合の損金算入限度額の計算例です。

**4. 寄附をした相続財産に対する優遇措置**

相続財産を認定NPO法人へ寄附した場合、その寄附金は相続税の課税から除外され、非課税となります。つまり、相続または遺贈によって財産を取得した人が、その財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対して寄附をした場合、その寄附した財産については相続税の課税対象から外されるということです。

$$\text{相続や遺言による財産} - \text{認定NPO法人への寄附金} = \text{課税対象の財産}$$

例えば、1億円を相続した人が、そのうち3,000万円を認定NPO法人に寄附した場合、通常であれば1億円に対して相続税がかかりますが、1億円から3,000万円を引いた7,000万円を対象に相続税の計算がされます。相続人は相続税の額が少なくなり、また、認定NPO法人は相続財産の寄附を受けることができ、双方にとってメリットが大きい制度であるといえます。ただし、相続税の申告期限までに寄附した場合に限ります。

なお、贈与を受けた認定NPO法人が、贈与があった日から2年を経過した日までに認定NPO法人でなくなった場合や、その贈与を公益を目的とする事業に使用していない場合は、非課税にならず、相続税の課税対象となります。

また、この優遇措置は、仮認定NPO法人には適用されません。

**5. 認定NPO法人自身に対する優遇措置(みなし寄附金制度)**

**(1) みなし寄附金**

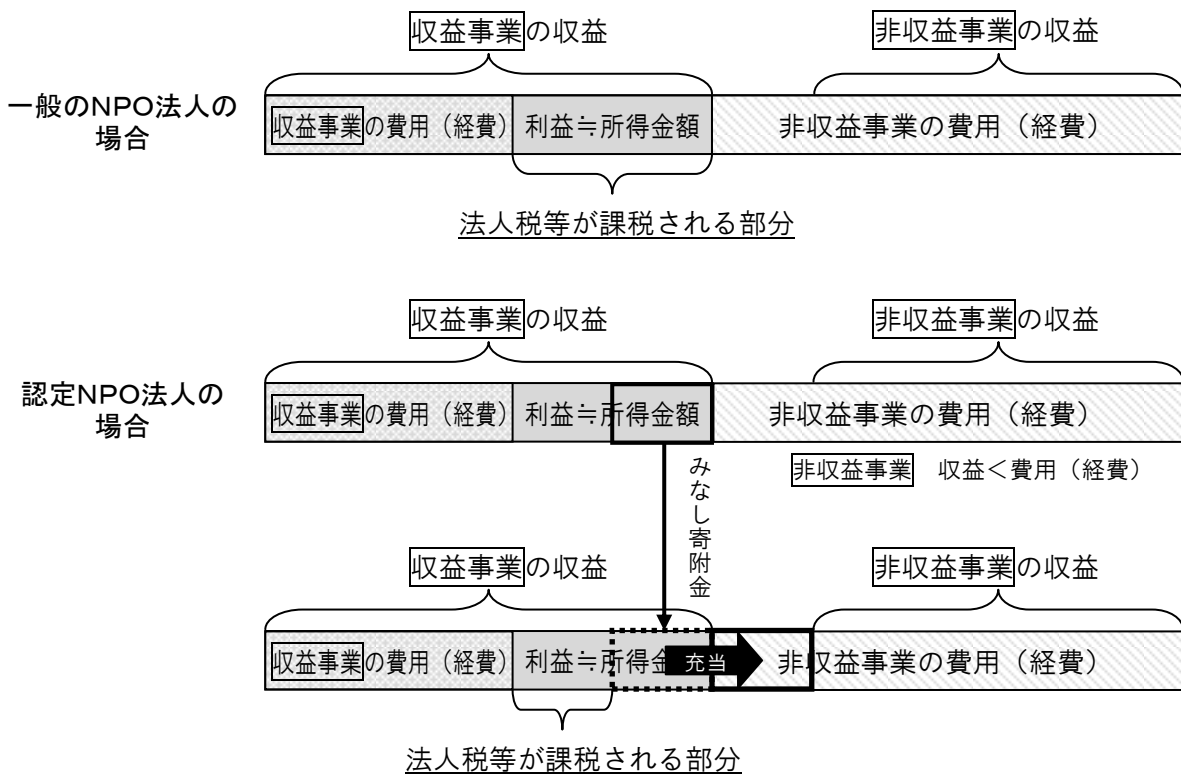
認定NPO法人が収益事業から得た利益を、収益事業以外の特定非営利活動に係る事業で支出した場合に、その分を寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入が認められます。これをみなし寄附金といいます。

NPO法人は、法人税法に定められた収益事業を行った場合に法人税が課税される、収益事業課税が採用されています。(NPO法人の税制度については、1 設立・運営編の99ページを参照ください。)法人税法上の収益事業から得た利益を、特定非営利活動に係る非収益事業で使用する場合、その金額を寄附金とみなして、損金に算入させることができます。この場合の収益事業とは、NPO法上の「その他の事業」に係る収益事業だけを指しているわけではありません。特定非営利活動に係る事業における収益事業に対しても当てはまります。

法人税法上の収益事業を行っており、収益で生じた利益を特定非営利活動に係る非収益事業に使いたいと考えているNPO法人にとっては、大きなメリットがあります。

ただし、損金にできる金額の限度は、所得金額の50%または200万円のいずれか大きい金額までになります。

なお、仮認定NPO法人にはみなし寄附金制度は認められていません。



法人の所得金額×50%=みなし寄附金限度額  
この金額が200万円より少ない場合は200万円

## (2) みなし寄附金の手続き方法

「みなし寄附金制度」は、収益事業と非収益事業とを区分した経理(区分経理といいます。)を前提とした制度で、法人内部で資金移動をするという形が原則です。資金移動が難しい場合であっても、特定非営利活動のために使ったという明確な根拠資料が必要です。

計算書類および帳簿上、振替額を計上します。法人税の確定申告書の別表十四(二)「寄附金の損金算入に関する明細書」に振替額を記載して申告すれば損金の額に算入されます。

## (3) 認定を取り消された場合の取り戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消されたときは、その取り消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度までさかのぼって課税されます。この場合、修正申告を行うのではなくその事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度で、取り消しのあった日を含む事業年度の収益事業から生じた収益とみなされ、その年度で課税分を調整します。

## コラム 認定NPO法人放課後遊ぼう会さんの場合

2012年のNPO法改正後、早くに認定を取得された認定NPO法人放課後遊ぼう会さんに、お話を伺ってきました。放課後遊ぼう会さんは、2001年6月に活動を開始し、2010年2月22日にNPO法人格を取得、2012年12月26日に認定NPO法人になられた団体さんです。



**認定期間** 2012年12月26日～2017年12月25日

<b>活動内容</b> 子どもたちには、いつでも誰でもいきいきと遊べる放課後の常設の遊び場が必要という思いから、宝塚市内の8小学校区で、地域のボランティアの皆さんと協力して、誰でも参加できる放課後の遊び場を定期的に開催されています。	<b>2011年度の支援者</b>						
	<table border="1"> <tr> <td>賛助会員</td> <td>131名</td> </tr> <tr> <td>寄附者</td> <td>291名</td> </tr> <tr> <td>助成金</td> <td>2団体</td> </tr> </table>	賛助会員	131名	寄附者	291名	助成金	2団体
賛助会員	131名						
寄附者	291名						
助成金	2団体						

### Q1. 認定を申請しようと思った理由は何ですか？

A. 受益者負担を求められない活動なので、兵庫県や宝塚市からの補助や委託金頼みで自転車操業を続けてきました。でも、補助が減っていき、委託事業は数年限りという状況の中で、活動を継続し広げていくためには、寄附を集めなければどうしようもなかったんです(笑)そのため、2010年にNPO法人格を取得後、少しずつ寄附を集めていきました。そして、2011年初めごろに開かれた認定取得のための勉強会に参加し、「これだ!」と思い、具体的に申請する方向で事務を進めました。

### Q2. 寄附金はどんな風を集めておられますか？

A. 私たちは地域に密着して活動しているので、常設の遊び場を開催している地域の自治会を通じて、地域の方々から寄附を集めています。その結果、2010年度は、11自治会のうち8つの自治会が会員に回覧していただき、27万円という寄附が集まりました。2011年度の自治会を通じた寄附金は、42万円にもなったんですよ。

### Q3. 自治会長をファンドレイザー(寄附を集める人)にしてしまうとは! どうやってこれたのでしょうか？

A. 当然、最初は活動を理解してもらうのに大変でした。「子どもの遊び場のために何でお金がいるの?」と思われていましたので。けれども、粘り強く何度も何度も自治会長さんお一人おひとりと話をしていきました。どの部分にいくらお金が足りないということがわかりやすく伝わるように、説明するための資料は色んなパターンで作りました。そうすると、少しずつ「寄附したお金が地域の子どものために使われるのだ」ということをわかっていただき、協力しようといってくださる自治会長さんが増えてくるようになりました。地域の祭りや行事にも積極的に顔を出し、お手伝いをするようにしています。そんな中から、信頼関係が作られてきたのかなと思います。

また、活動内容が伝わるように、毎月広報紙を発行し、地域の掲示板に貼らせていただいています。初年度は、寄附してくださった方々全員に領収書とお礼状をポストインして周ったんですけど、「そんなことにお金を使わなくていいから、子ども達のために使ってくれ」といわれてしまいました(笑)そこからは、お礼状は必要ないよという方には寄附金を入れる封筒に「お礼状不要」のチェックを入れてもらう等、工夫をしています。

### Q4. 認定を取るために、大変だったことはどんなことですか？

A. やはり会計ですね。任意団体の時から帳簿はしっかりと付けるようにしていたのですが、会計ソフトの必要性を感じ、認定を取るために導入しました。現地調査の時は、寄附の明細書代わりの封筒を全員分、細かくチェックされたので、しっかり整理しておいてよかった～と思いました(笑)

### Q5. これから認定NPO法人を目指そうという団体にアドバイスをお願いします。

A. やはり透明性が何よりも大切だと思います。最初はNPOのことを理解してもらえなくても、誠意を持って丁寧に説明すれば必ず理解してもらえます。何度も何度も同じことでも伝えていくことが大切。機会を逃さず、出向いて行かなければなりません。そうすることで信頼関係が生まれ、1人2人と少しずつ寄附者が増えていきます。認定NPO法人の仲間が増えることを願っています。ぜひ、頑張ってください。